

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所

業務を行う
役員の氏名

印

誓 約 書

私は採石法第32条の4第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しないことを誓約します。

（参考：採石法抜粋）

第32条の4

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 三 第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 （略）
- 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者